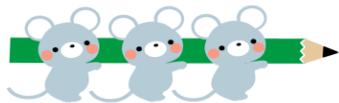


令和6年度

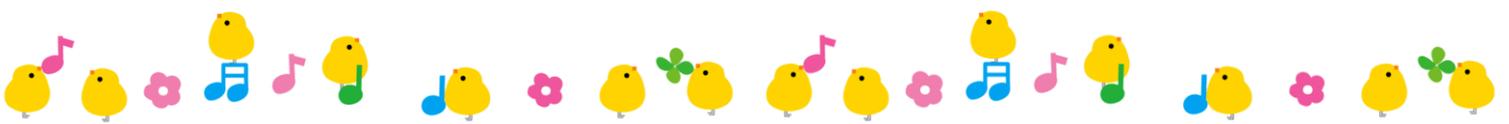


施設等利用給付 ガイドブック

令和5年10月1日現在



もくじ



1 認定の確認	1ページ
2 各種認定の概要	3ページ
3 給食費	8ページ
4 保育認定事由と申請に必要な書類	9ページ
5 施設等利用給付認定申請の方法	10ページ
6 認定事由や世帯構成等に変更があった場合	11ページ
7 給付の方法	12ページ
8 対象者・対象サービス セルフチェック	13ページ
9 施設等利用給付（無償化）対象施設	14ページ

担当課及び問合せ先

古河市役所

子ども福祉課

茨城県 古河市下大野2248
TEL 0280-92-3111
FAX 0280-92-3170



1 認定の確認

- ◇ 幼児教育・保育を無償化するためのしくみを「子育てのための施設等利用給付」といいます。
- ◇ 利用する施設・サービスや年齢によって、支給認定（認定）区分が異なります。

保育所等に在園している場合以外に、保育の必要性がある方は認定を受けることで利用料の無償化の対象になります。

施設の種類の種類		満年齢		0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳		6歳			
		(4 / 1 時点の年齢)		0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		6歳児			
		クラス		クラス		クラス		クラス		クラス		クラス		クラス		クラス			
保育所等	在園	保育園		保育認定 3号				保育認定 2号				保育認定 2号							
		認定こども園 (保育部分)																	
		地域型保育 (小規模・家庭的保育)																	
	入所未定 (空き待ち中)		市民税非課税世帯		保育認定 3号				保育認定 2号										
		市民税課税世帯		施設等利用給付認定 3号				施設等利用給付認定 2号											
認定こども園 (教育部分)	保育認定事由あり	市民税非課税世帯		施設等利用給付認定 3号				教育認定 1号 + 施設等利用給付認定 3号				教育認定 1号 + 施設等利用給付認定 2号							
		市民税課税世帯																	
幼稚園	保育の必要性 なし						教育認定 1号												
新制度未移行の幼稚園	保育認定事由あり	市民税非課税世帯		施設等利用給付認定 3号				施設等利用給付認定 2号				施設等利用給付認定 2号							
		市民税課税世帯																	
		保育の必要性 なし						施設等利用給付認定 1号											
認可外保育施設 一時預かり・病児保育 相互支援サービス ベビーシッター等 市で確認をした施設	保育認定事由あり	市民税非課税世帯		施設等利用給付認定 3号				施設等利用給付認定 2号				施設等利用給付認定 2号							
		市民税課税世帯																	
	保育の必要性 なし																		
障害児通所施設								認定の手続不要											
企業主導型保育事業				保育を必要とする事由を事業所が認める場合															

※ 「保育認定」・「教育認定」は施設等利用給付認定とは別の認定で、保育・教育施設（保育所等、認定こども園、幼稚園）の入所申請をした時に認定されます。



<市民税非課税世帯とは>

令和5年9月～令和6年8月まで



① 父母の「令和5年度市民税」が非課税

かつ

父母の「令和4年」1年間の合計収入が103万円以上

② 父母の「令和5年度市民税」が非課税

かつ

父母の「令和4年」1年間の合計収入が103万円未満

かつ

同居の祖父母がいない 又は 同居の祖父母の「令和5年度市民税」が非課税



上記の①または②に該当する世帯は市民税非課税世帯です。

税額の算出方法



- ・ 保育所等に在園している児童の保育料の算定をする場合や、副食費の免除判定をする場合、「世帯の市民税所得割課税額」によって算定・判定をします。
- ・ 「世帯の市民税所得割課税額」とは保護者（父母）の合計市民税所得割課税額です。ただし、保護者の基準年中の合計収入が103万円未満の場合は、同居の祖父母を生計主と判断し、その方の市民税所得割課税額を合算します。
- ・ 「所得割課税額」とは住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除（ふるさと納税）、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割を受けている場合、これらの金額を足し戻した額です。
- ・ 政令指定都市で課税されている場合は、都道府県民税と市町村民税の割合を「4：6」に変更した仮の市町村民税額で判定します。
- ・ 収入の「基準年」とは、毎年4月～8月までは前々年、9月～翌年3月までは前年のことです。

※「副食費の免除判定」について：8ページ（給食費）をご覧ください。



2 各種認定の概要

1 保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育施設が 入所未定（空き待ち中）

① 対象になる方：次の要件を満たす方

- ・保育施設への入所申し込みをされていて、入所未定である
- ・入所未定の期間に父母が「保育認定事由」のいずれかに該当する
（育休中や就労内定の期間は対象外です。）
- ・（年度初日（4月1日）の年齢が2歳以下の子どものみ）市民税非課税世帯である

② 対象になる施設・サービス

- ・認可外保育施設、一時預かり、病児保育、相互支援サービス、ベビーシッターなど市町村の確認を受けた施設

※ 対象施設は、市役所または施設にご確認ください。なお、古河市外の保育施設等については、所在の市町村（または都道府県）にご確認ください。



③ 認定を受ける方法

- ・施設等利用給付認定を受けるためには、申請が必要です。
（令和3年度から申請が必要になりました。）

④ 支給限度額

- ・施設等利用給付認定を受けると、施設利用料のうち

1ヵ月の支給限度額 と **実際に支払った月内総額** のどちらか少ない金額を
後から給付が受けられます。

- ・1ヵ月の支給限度額は年齢によって異なります。

施設等利用給付認定種別	施設等利用給付認定3号	施設等利用給付認定2号
年度初日（4月1日）の年齢	0～2歳	3～5歳
1ヵ月の支給限度額	42,000円/月	37,000円/月



- ・保育料の他に日用品費、行事代、バス利用代、食材料費（おやつ・給食）などの費用は無償化の対象外です。

- ※ 「保育認定事由」について：9ページをご覧ください。
- ※ 「申請」について：10ページをご覧ください。
- ※ 「対象施設」について：14ページをご覧ください。

① 対象になる方：次の要件を満たす方

- ・ 父母が「保育認定事由」のいずれかに該当する
- ・ (年度初日(4月1日)の年齢が2歳以下の子どものみ) 市民税非課税世帯である

② 対象になる施設・サービス

- ・ 認可外保育施設、一時預かり、病児保育、相互支援サービス、ベビーシッターなど市町村の確認を受けた施設

※ 対象施設は、市役所または施設にご確認ください。なお、古河市外の保育施設等については、所在の市町村(または都道府県)にご確認ください。

③ 認定を受ける方法

- ・ 施設等利用給付認定を受けるためには、申請が必要です。



④ 支給限度額

- ・ 施設等利用給付認定を受けると、施設利用料のうち

1カ月の支給限度額 と 実際に支払った月内総額 のどちらか少ない金額 を

後から給付が受けられます。

- ・ 1カ月の支給限度額は年齢によって異なります。

施設等利用給付認定種別	施設等利用給付認定3号	施設等利用給付認定2号
年度初日(4月1日)の年齢	0～2歳	3～5歳
1カ月の支給限度額	42,000円/月	37,000円/月

- ・ 保育料の他に日用品費、行事代、バス利用代、食材料費(おやつ・給食)などの費用は無償化の対象外です。



※ 「保育認定事由」について：9ページをご覧ください。
 ※ 「申請」について：10ページをご覧ください。
 ※ 「対象施設」について：14ページをご覧ください。

II 認定こども園（教育部分）・幼稚園に在園

「預かり保育」について・・・

それぞれの施設で設定されている「教育時間」以外または長期休業期間に、児童を保育することを「預かり保育」といいます。「預かり保育」は保育料の他にそれぞれの施設で「預かり保育利用料」が、かかります。

① 対象になる方：次の要件を満たす方

- ・認定こども園または幼稚園に在園していて1号認定を有する
- ・父母が「保育認定事由」のいずれかに該当する
- ・（年度初日（4月1日）の年齢が2歳の子どものみ）市民税非課税世帯である

② 対象になる施設・サービス

- ・預かり保育

※ 在園中の幼稚園・認定こども園の他に利用している施設・サービスの利用料は原則、**対象外**です。ただし、幼稚園・認定こども園の開所時間が1日8時間、開所日数が年間200日に満たない場合はこの限りではありません。

※ 預かり保育に係る日用品費、行事代、給食費・おやつ代等の実費徴収や上乗せ徴収費用は無償化の対象外です。

③ 認定を受ける方法

- ・施設等利用給付認定を受けるためには、申請が必要です。



④ 支給限度額

- ・預かり保育の利用料のうち

1ヵ月の支給限度額

と

実際に支払った月内総額

のどちらか少ない金額

を後から給付が受けられます。

※ 夏休みなどの長期休業期間も同じ計算方法です。

施設等利用給付認定種別	施設等利用給付認定3号	施設等利用給付認定2号
年度初日（4月1日）の年齢	2歳 （非課税世帯のみ対象）	3～5歳
1ヵ月の支給限度額	日額450円×1ヵ月の利用日数 （上限：16,300円/月）	日額450円×1ヵ月の利用日数 （上限：11,300円/月）

※ プレ入園（私的契約）の場合は該当になりません。

- ※ 「保育認定事由」について：9ページをご覧ください。
- ※ 「申請」について：10ページをご覧ください。
- ※ 「対象施設」について：14ページをご覧ください。

III 子ども子育て支援新制度未移行の幼稚園に在園



※ 新制度未移行の幼稚園とは、保育料を各施設で設定している幼稚園で古河市内には該当施設はありません。

◇ 新制度未移行の幼稚園に入園した場合、「施設等利用給付認定」のいずれかを受けるための、申請をしてください。

① 対象になる方

【A】新制度未移行の幼稚園に在園している

【B】父母が「保育認定事由」のいずれかに該当する

【C】（年度初日（4月1日）の年齢が2歳の子どものみ）市民税非課税世帯である

・「施設等利用給付認定1号」：【A】のみを満たす方

※ 預かり保育利用料を無償化の対象にするには、次のいずれかの認定が必要です。

・「施設等利用給付認定2号」：3歳児クラス以上で【A】【B】の両方を満たす方

・「施設等利用給付認定3号」：満3歳の誕生日から最初の3月31日までの間で、
【A】【B】【C】の全てを満たす方

「預かり保育」について・・・

それぞれの施設で設定されている「教育時間」以外または長期休業期間に、児童を保育することを「預かり保育」といいます。「預かり保育」は保育料の他にそれぞれの施設で「預かり保育利用料」が、かかります。

② 対象になる施設・サービス

【a】保育料・・・認定を受けた全員が対象です。

【b】預かり保育利用料（利用者のみ）・・・施設等利用給付認定2号・3号が対象です。

※ 在園中の幼稚園での預かり保育利用料が給付の対象になります。その他利用している認可外保育施設・一時預かり等がある場合の利用料は原則、**対象外**です。ただし、施設の開所時間が1日8時間、開所日数が年間200日に満たない場合はこの限りではありません。

※ 預かり保育に係る日用品費、行事代、給食費・おやつ代等の実費徴収や上乗せ徴収費用は無償化の対象外です。

③ 認定を受ける方法

・施設等利用給付認定を受けるためには、申請が必要です。



※ 「保育認定事由」について：9ページをご覧ください。
※ 「申請」について：10ページをご覧ください。

III 子ども子育て支援新制度未移行の幼稚園に在園

④ 支給限度額

【a】保育料

- **月額保育料** と **支給限度額** のうち少ない額が給付されます。
保育料は施設ごとに異なります。
- **入園初年度に限り**、入園料を月額に換算して保育料との合計25,700円まで対象になります。

入園料（初年度のみ）	保育料	支給限度額	実質負担額
入園料 ÷ 年間在園月数	月額保育料	25,700円/月	(入園料+保育料) - 支給限度額

【b】預かり保育利用料（利用者のみ）

- 預かり保育の利用料のうち

1ヵ月の支給限度額 と **実際に支払った月内総額** のどちらか少ない金額を
後から給付が受けられます。 ※ 夏休みなどの長期休業期間も同じ計算方法になります。

施設等利用給付認定種別	施設等利用給付認定3号	施設等利用給付認定2号
年度初日（4月1日）の年齢	2歳 (非課税世帯のみ対象)	3～5歳
1ヵ月の支給限度額	日額450円 × 1ヵ月の利用日数 (上限：16,300円/月)	日額450円 × 1ヵ月の利用日数 (上限：11,300円/月)

⑤ その他の料金

- 給食費（主食費・副食費）は保護者のご負担となります。ただし副食（おかず等）の費用が後から給付される場合があります。

※「給食費」について：8ページをご覧ください。

- 保育料の他に日用品費、行事代、バス利用代などの施設で定めた額の徴収は保護者のご負担となります。





3 給食費

「主食費（ごはん等）」と「副食費（おかず等）」については、施設で定めた額がかかります。ただし、次の表で  に該当する場合は副食費の徴収が免除されます。主食費の減免制度はありません。

II 認定こども園（教育部分）・幼稚園に在園

III 子ども子育て支援新制度未移行の幼稚園に在園



階層	世帯の 市民税所得割課税額	子どもの数	全世帯
1	生活保護世帯	第1子	
		第2子	
		第3子以降	
2 3 4	0円～77,101円未満	第1子	
		第2子	
		第3子以降	
5 6 7	77,101円以上 (小学校3年生までの範囲)	第1子	
		第2子	
		第3子以降	



◇ 子どものカウントの仕方

所得割課税額が77,101円未満の場合、父母が監護する兄弟をカウントします。

所得割課税額が77,101円以上の場合、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲で対象施設に入所している子どもの数をカウントします。

※ 対象施設とは保育所（園）、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所（園）、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している場合です。

◇ II 認定こども園（教育部分）・幼稚園に在園の場合、徴収免除と判定されたときは施設の徴収はありません。

III 子ども子育て支援新制度未移行の幼稚園に在園の場合、保護者から幼稚園に支払をし、後から給付が受けられます。

どちらの場合も、判定は市役所で行います。

◇ 保育園・認定こども園（保育部分）に在園の場合も、3歳児クラス以上の児童の副食費免除判定を行います。ただし、階層区分や子どものカウントの仕方などが異なりますので、ご注意ください。

※ 「税額の算出方法」について：2ページをご覧ください。



4 保育認定事由と申請に必要な書類

施設等利用給付認定2号・3号に当たっては、保護者（父母）に次のいずれかの事由があり、常時（月64時間以上（目安：週4日以上かつ1日4時間以上））保育が必要な状態にあることが必要です。

保育が必要な事由等		申請に必要な書類
就 労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む	就労証明書 《自営業の場合》 確定申告書または開業届の写し
育休取得中の継続利用	育児休業を取得している場合 ★ 育児休業取得以前より、認可外保育施設または預かり保育を利用している場合に限り、 認定期間は最長2年です。	就労証明書 ※育休期間・復職日の記載があるもの
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている場合 ★ 利用開始後3カ月以内に月64時間以上の就労開始にならなかった場合は認定期間終了となります。	求職活動申立書
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中であるか出産後間もない場合 ★ 認定期間は産前8週の属する月の1日から産後8週の翌日が属する月の月末まで可能です。 申請日が認定期間中の場合は申請日から認定開始になります。	母子健康手帳等の写し (表紙と分娩予定日が分かる部分)
就 学	学校または職業訓練校に在学している場合	在学証明書、時間割表
病気・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある場合	医師の診断書 又は 身体障害者手帳等の写し (氏名・等級記載部分)
病人の看護等	親族を介護又は看護（長期間入院等をしている場合も含む）している場合	介護・看護状況申告書、 被介護・看護者の状態の証明 (介護保険証・障害者手帳等の写し、 医師の診断書)
災害復旧（震災・風水害・火災等の復旧にあたる場合）、虐待・DVのおそれがある場合、その他上記に類する状態にある場合は保育認定事由に該当します。		



※ 就労証明書、求職活動申立書、医師の診断書、介護・看護状況申告書は、古河市の指定の様式があります。
医師の診断書は取得に費用がかかることがあります。

※ 事由によって認定期間が異なります。事由がなくなったときは、認定取消・変更となりますので、必ず届出をしてください。



※ 保護者がお子さんを保育できる場合は、施設等利用給付認定2号・3号は受けられません。

★ 全ての施設・サービスを就労内定からご利用の方、または、一時預かり・病児保育・相互支援サービスを育児休業期間中からご利用の方は認定ができません。就労開始日からの認定を希望する場合、就労内定や育児休業期間中の時点で申請をしていただき、就労開始後（復職後）に就労証明書（復職日記載）のご提出で就労開始日（復職日）にさかのぼって認定することが可能です。



5 施設等利用給付認定申請の方法



提出書類

施設等利用給付認定 1号	施設等利用給付認定 2号	施設等利用給付認定 3号
子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第1号）	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第2号・第3号）	
	保育が必要な事由ごとの「申請に必要な書類」 ※ 保護者（父母）1人につき1部	
マイナンバーに関する書類の写し（保護者のみ） 【マイナンバーカード（裏面）、個人番号通知カード、 個人番号記載の住民票など】		
身分証明書の写し（保護者のみ） 【マイナンバーカード（表面）、運転免許証、旅券など】		

- ※ 施設等利用給付認定1号・3号に該当する方は、
令和5年9月～令和6年8月は令和5年度課税
令和6年9月～令和7年8月は令和6年度課税を確認します。
- 海外在住で収入があった方は、海外での収入および控除額がわかる書類を提出してください。
 - 配偶者の控除対象となっている方で、配偶者が市町村民税を市外で課税されている場合は、扶養主の課税内容が確認できる書類を提出してください。
- ※ 申請に関する様式は古河市役所各庁舎の他、古河市ホームページから取得することも可能です。



5 施設等利用給付認定申請の方法



申請時の注意事項

・ 認定開始は申請日以後になりますので、利用開始希望日までに申請書を提出してください。

また、書類に不備があった場合は認定ができませんので、余裕をもって手続きを進めてください。

- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合、認定は取消しとなります。
- ・ 提出書類はボールペンで記入してください。（消せるボールペン不可）
記入した内容に訂正が生じた場合は、修正液等利用せず、訂正印を用いてください。
- ・ 兄弟姉妹で同時申込の場合、原本一部を取得（記入）して、兄弟姉妹分に写しを添付してください。
- ・ 書類等は、受理後は返却できません。控えが必要な場合は、前もって写しをお取りください。
- ・ 証明書等の有効期限は、発行日から3ヶ月となります。
- ・ 認定等のため、課税状況が分かる書類等を求めることがあります。また、所得税および住民税の申告がお済みでない方は、申告を済ませてください。



6 認定事由や世帯構成等に変更があった場合

次のような変更があった場合は、必ず10日以内に子ども福祉課に届出をしてください。

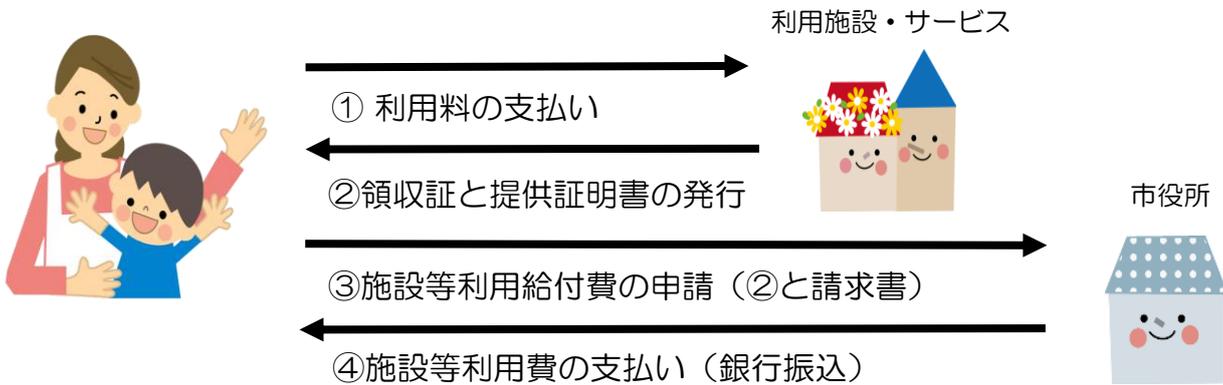
変更事由	必要な手続き
父または母が仕事を辞めた場合	① 転職した場合：就労証明書を提出してください。 ② 求職活動をする場合：求職活動申立書を提出してください。（認定期間は3カ月です。） ③ 家庭で保育できるようになった場合：取下げ書を提出してください。
父または母の勤務内容が変更になった場合	就労証明書を提出してください。 例) 勤務時間や日数の変更、雇用期間の更新等
転出する場合	取下げ書を提出してください。 (新住所地において必要に応じて改めて申請をしてください。)
住民税が課税になった場合 (施設等利用給付認定3号で古河市以外で課税されている方のみ)	申告書の写しを提出してください。 
下の子を出産した場合	変更届を提出してください。 (一時預かり・病児保育・相互利用サービスをご利用で、育児休業を取得する場合は産後8週で認定終了になります。)

※ その他、住所変更をした場合や、婚姻等で世帯の構成が変わった場合、認定事由が変更になった場合は変更届を提出してください。



7 給付の方法

施設・サービスを利用した場合



一旦、利用料はお支払いいただき、「領収証」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」を施設から受け取ります。領収証と提供証明書を請求書に添付して古河市に提出し、内容を審査した後、指定の銀行口座に振り込みます。

（相互利用サービスを利用された場合は「活動報告書」に変えて添付をすることも可能です。）

古河市では四半期ごとに請求の受付を行います。日程は以下のとおりです。

請求書の様式は子ども福祉課より発送しますので、各締切日に合わせてご提出ください。

（汚損・紛失等の場合は古河市ホームページからの取得も可能です。）

事業・サービスの利用月	請求書提出締切日	振込月
1月 / 2月 / 3月	4月末日	6月
4月 / 5月 / 6月	7月末日	9月
7月 / 8月 / 9月	10月末日	12月
10月 / 11月 / 12月	1月末日	3月

※書類に不備等があった場合、翌振込予定日に振込になる場合があります。

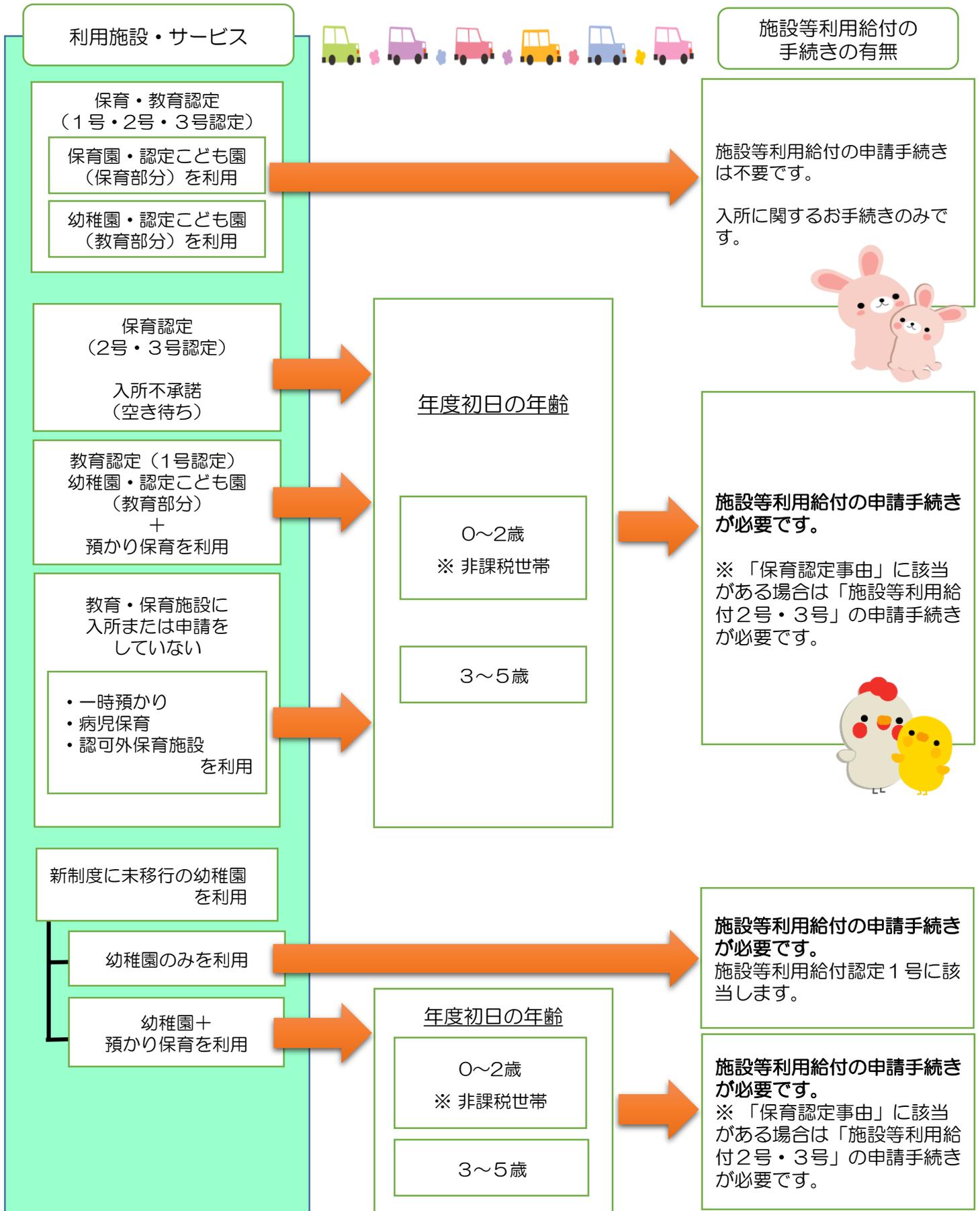
※請求書提出締切日以前の利用料については、可能な限り上記スケジュールで請求してください。間に合わなかった利用分は、次回の請求受付時に含めて請求することも可能です。

※施設等利用費は施設・サービス利用があった翌月1日から2年間、請求が可能です。





8 対象者・対象サービス セルフチェック



※ 非課税世帯… 1 ページ < 市民税非課税世帯とは > ①②のいずれかに該当する場合があります。

※ 「保育認定事由」は 9 ページ で確認してください。

9 施設等利用給付（無償化）対象施設一覧

●認可保育施設（対象サービス）●

08 施設名	預かり 保育	一時 預かり	病児 保育	住所	電話
こばと保育園		○		磯部1648-1	0280-92-2616
白梅保育園		○		水海2356	0280-92-0152
清恵保育園		○		中田2417-9	0280-48-3456
牛ヶ谷保育園		○		西牛谷844-7	0280-98-2783
古河市立第四保育所		○		新久田245-5	0280-48-2295
おはな保育園		○		横山町2-16-6	0280-33-6087
はなもも保育園		○	○	仁連853-1	0280-75-2000
えがお保育園		○		女沼264-1	0280-33-3718
認定こども園さんわ	○	○		尾崎3521-9	0280-33-6655
ひまわり幼稚園	○			雷電町5-7	0280-32-5305
古河幼稚園	○			鴻巣946-5	0280-48-3777
もろかわ認定こども園	○	○		諸川1779-3	0280-23-4715
くくや台幼稚園	○			三和176-5	0280-48-3223
柊幼稚園	○			東山田3	0280-77-0882
ゆりかご幼稚園	○	○		古河644-5	0280-32-1840
フレーベル幼稚園	○			松並2-3-13	0280-32-2221
こまごめ幼稚園	○			駒込922-16	0280-76-4588
三田幼稚園	○			上辺見931-1	0280-31-8221
諸川めぐみ幼稚園	○			諸川1370-1	0280-76-3522
しらゆり幼稚園	○	○		東山田2010-2	0280-78-0122
認定こども園なさき	○			尾崎954	0280-76-6654
ひかり幼稚園	○			仁連33	0280-76-0283
古河文化幼稚園	○			東4-5-14	0280-32-1703
総和第一幼稚園	○			下大野853-2	0280-92-1755
総和文化幼稚園	○			下大野2759	0280-92-2220
古河白梅幼稚園	○			大山1521-3	0280-48-4735
しらぎくこどもの城幼稚園	○			小堤2399	0280-98-3602
柊保育園	○			山田614-5	0280-76-0940
ひばり保育園		○		上大野702	0280-98-6267
家庭的保育室ままのて		○		駒羽根662-2	080-8730-1931

●認可外保育施設（施設利用）●

施設名	住所	電話
総和中央病院たけの子保育園	駒羽根834	0280-92-8850
古河総合病院なかよし園	駒ヶ崎14-1	0280-47-1010
古河ヤクルト販売株式会社古河南センター託児室	鴻巣1095-2	0280-48-7110
古河ヤクルト販売株式会社古河東センター託児室	東本町2-5-8	0280-32-1673
古河ヤクルト販売株式会社総和センター託児室	女沼359-15	0280-92-7426
古河ヤクルト販売株式会社三和センター託児室	諸川784-1	0280-76-9377
三桜チャイルドハウスさくらんぼ	鴻巣696-1	0280-33-8568
じゅんじゅんの家	居宅訪問型	0280-22-0288
キッズスマートインターナショナルスクール <small>(R5.4月現在休止中)</small>	東諸川914-3	090-1194-1327

